

学校法人佐久学園役員及び評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人佐久学園（以下「法人」という）の役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬等)

第2条 役員及び評議員の報酬は次のとおりとする。

- (1) 理事長、常勤理事及び常勤監事 理事会において定める額
- (2) 非常勤理事 月額 20,000円
- (3) 非常勤監事 月額 20,000円
- (4) 評議員 評議員会出席1回につき10,000円

2 前第1項第2号及び4号の定めにかかわらず、理事または評議員が職員の身分を兼ねるときは支給しない。

3 前第1項第4号の定めにかかわらず、理事である評議員には支給しない。

4 非常勤役員及び評議員が、理事会及び評議員会以外の会議に出席した際には、前第1項第4号の額を支給する。

5 非常勤理事が理事会の定めた活動を行った場合、第1項に定める報酬とは別に、1回につき、10,000円を支給する。

(通勤費)

第3条 職員旅費規程に基づき交通費を支給する。

第3条 常勤役員の通勤費は職員旅費規程に基づき支給する。

非常勤役員及び評議員の通勤費は、以下のとおりとする。

自家用車：km/21円

公共交通機関：実費

(報酬の支払方法)

第4条 理事・評議員の報酬は、本人名義の預金口座に控除すべき金額を控除した後の全額を振り込んで支払うものとする。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、法人事務局が所管する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この規程は、寄附行為変更認可の日（平成24年6月7日）から施行する。
2. 「学校法人佐久学園役員報酬規程」（平成16年4月1日施行）は廃止する。
3. この規程は、令和1年 11月1日から改定施行する。